

令和2年2月21日

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	井澤	郁人
同	黒部	栄三
同	府川	正明

## 監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

### 1 監査の対象範囲及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する平成31（令和元）年度の財務に関する事務及び財産の管理事務

学校教育部 教育総務課、学務課、教職員課

### 2 監査の実施期間

令和元年12月11日から令和2年1月30日まで

### 3 監査の方法及び監査項目

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 事務事業及び管理運営事項
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務  
契約事務、補助金等の事務
- (4) 財産の管理事務
- (5) 庶務その他事務

### 4 監査の結果

#### 学校教育部

##### (1) 教育総務課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

##### ○ 指摘事項

収入事務については、平塚市財務規則第38条第2項により国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続をしなければ

ならないとされているが、国庫支出金において、交付決定後に4か月以上経過して調定手続きをしたものがあった。

平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

## (2) 学務課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

### ○ 指摘事項

契約事務については、馬入橋通学児童通学バス運行業務委託において、受託者からの実績報告書兼運行月報の提出遅延があり、仕様書のとおり報告が実施されていなかった。また、これに関連して、支出事務においても支出の遅延があった。

委託契約の事務は、履行過程における点検・検証等、市が適切に関与することが重要である。同内容の指摘が過去にもあったことを重く受け止め、平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

## (3) 教職員課

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

以 上